

平成26年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年3月13日 午後3時27分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第22号 可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
議案第23号 可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第30号 市道路線の廃止について
議案第31号 市道路線の認定について
陳情第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

報告事項

1. 可児市いじめ防止基本方針の答申について
2. 「可児市男女共同参画プラン2018」後期計画の答申について
3. 上下水道事業経営審議会の答申について
4. 総合型地域スポーツ・文化クラブ（UNIC）の現状
5. 空き家・空き地バンクの登録・成約状況等について

協議事項

1. 可児市空き家等の適正管理に関する条例（案）について

5. 出席委員（7名）

委員長	澤野伸	副委員長	野呂和久
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	佐伯哲也
委員	伊藤英生		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	片桐厚司	水道部長	西田清美
建設部長	西山博文	建設部次長兼 用地課長	樋口孝男
人づくり課長	纈纈新吾	水道課長	田中正規

上下水道料金課長 可 児 芳 男
下水道課長 村 瀬 良 造
都市計画課長 杉 山 修

生涯学習文化室長 小 栗 正 好
スポーツ振興課長 長 瀬 繁 生
環境課長 高 野 志 郎

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 村 田 陽 子

議会事務局書記 熊 澤 秀 彦

○委員長（澤野 伸君） 大変長時間になっておりますが、お疲れさまでございます。

ただいまから、建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第22号 可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） それでは、資料番号1の14ページ、議案第22号と別に配付しました建設市民委員会資料のナンバー1、それから資料ナンバー6の2ページになります。

主に資料ナンバー1として、青少年問題協議会に関する条例の廃止についてという資料を使って説明をさせていただきます。

まずこの条例は、この根拠法令のところにありますように、地方青少年問題協議会法にございます市町村に青少年問題協議会を置くことができるという規定に基づいて、青少年育成等に関する施策の審議や関係機関との連絡調整を図る協議会の設置について定めた条例で、昭和34年に施行されたものでございます。

資料1の裏側でございますが、6条から成る短い条例でございます。

表に戻っていただきまして、見直しにつきましては、真ん中あたりですけれども、今年の6月に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布をされまして、本条例の根拠となる地方青少年問題協議会法の青少年問題協議会の会長や委員に関する規定を削除して、地方の自主性に任せることになり、ことし4月にこの法律が施行されることになっております。

条例改正を検討する中で、本市の実態を調査しましたところ、この青少年問題協議会は、少なくとも10年間は会議の開催や委員の委嘱をしていることが確認できませんでした。本市の青少年育成に関しましては、一番下の廃止の理由のところでございますように、可児市少年センターと、可児市青少年育成市民会議という2つの組織がございまして、その資料に記載してありますとおり、少年の非行や健全育成にかかわる機関や団体、また自治会や青少年育成にかかわる市民の皆さんなどが構成する組織で、少年の補導や指導、少年問題の対応ですとか青少年の健全育成に関する運動方針の決定、地域での取り組み、関係機関と協力した啓発活動などを行ってきております。

青少年問題協議会の機能は、実質的に可児市少年センターと可児市青少年育成市民会議が担っていることから、ここの条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより議案第22号についての質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第22号 可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） それでは、資料1の議案書15ページ、それから別で配付しております建設市民委員会資料ナンバー2をお願いいたします。

議案第23号 可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、12月議会で少し報告をしている案件ですが、資料の改正趣旨にありますように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして社会教育法が改正されました。社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令を参酌して各市町村の条例で定めることとされたため、今回条例の一部を改正するものでございます。

資料の2番目に、現状と改正の内容及びありますが、そこの(2)にありますように、国が示した参酌基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするとありますので、今回、議案書のとおり、その基準を盛り込む改正をするものでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより議案第23号についての質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（富田牧子君） 社会教育委員ですけど、これはなくてもいいとかいろいろありましたけれども、こういうふうには条例改正はいいんですが、実際にはどういう活動をやっていたか、もう一度ちょっと御説明願います。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 社会教育委員は、社会教育法及び社会教育委員条例に基づき設置されています。社会教育委員の役割としては、社会教育に関し、教育長を経て教育

委員会に助言すること。あるいは、社会教育行政における地域と行政のパイプ役として、家庭、学校、地域住民の意思を社会教育行政に伝える役割というふうにあります。

現在、社会教育委員が行っていただいている活動につきましては、家庭教育に関する諸機関、諸団体等と連携・協力いたしまして、家庭の教育力を高める方策を考えていこうということで、現在いろいろ会議、あるいは勉強会を重ねていただいております。家庭教育や子育て支援にかかわることについて、自主的な研修を行いながら、来年度子育て応援フェスタというのが開催され、それに参加をしていって、いろいろ連携を図っていくということを今計画していただいております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 実際には、どれぐらい会議はこの1年間で行われておりますか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 通常の委員会を3回行いました。それから勉強会につきましては、3日間で計6団体といろいろ意見交換をしたりしてきました。以上です。

○委員（川合敏己君） 文部科学省からの参酌基準にあります、この家庭教育の向上に資する活動を行う者という、この部分について具体的にどういった方々を指すのか、ちょっと教えていただけますか。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、具体的には、私どものほうでは家庭教育学級の関係者、あるいは子育て関係のNPOなどを選出しております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

あともう1つ、この改正によって何か変わることはございますか、これまでと。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） 特に変わるということはありませんが、いわゆる第3次一括法によりまして、国で今まで社会教育法で定められたものを各市町村の条例で定めることになったという、地域の自主性を重んじるという方針のもとに行う改正になります。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

〔挙手する者なし〕

他に発言もありませんですね。それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第23号 可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○水道部長（西田清美君） それでは、議案第25号 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

まず改正趣旨といたしましては、可児市農業集落排水処理施設として設置されている今浄化センターを廃止し、公共下水道へ接続するために必要な事項を定めるものでございます。

この今浄化センターにつきましては、平成2年度から供用を開始し、ことしで25年目を迎えるわけございまして、このまま施設を存続しよういたしますと、高額な修繕や管理の費用が近々見込まれます。こうした中で、地元自治会からは、平成17年ごろから農業集落排水事業対象エリア以外に住宅を新築する方々も受け入れをしてほしいという旨の要望が出され続けてきたところでございます。しかしながら、浄化センターの処理能力ではエリア外からの受け入れをする能力がないため、お断りをしてきたところでございます。

今回、浄化センターの継続と維持管理に係るコストと、公共下水道への接続と維持管理に係るコストを比較いたしまして、また地元要望という点を総合的に判断して、費用対効果のすぐれている公共下水道接続を行うものでございます。

条例改正の詳細につきましては、上下水道料金課長から説明を申し上げます。

資料につきましては、資料番号1の第1回可児市議会定例会議案、それから資料番号6の提出議案説明書の御用意をお願いいたします。

○上下水道料金課長（可児芳男君） それでは、提出議案説明書の3ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

議案第25号 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

(1)改正趣旨でございますが、可児市農業集落排水処理施設として設置されております今浄化センターの施設の老朽化に伴い、現在、今地区を公共下水道へ接続するための切りかえ工事を行っているところでございますが、この接続に伴い、今浄化センターを廃止いたしますので、これに伴い関係する4つの条例の改正を行うものでございます。

続きまして、(2)改正内容でございますが、改正の詳細につきましては、資料番号1を用いて説明させていただきますので、資料番号1の18ページをお開きください。

この条例は、第1条から第4条及び附則の第1条から第3条で構成されております。また、1条ごとに1つの条例改正になっておりまして、4つの条例の改正をまとめた条例というふうになっております。また、今回の条例改正の基本的な考えといたしまして、今地区の農業集落排水事業が公共下水道事業へ切りかわった後も、手続や受益者負担金その他につきましては現在の規定を継承して、今現在農業集落排水処理施設を使用中の方への影響はないという内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、(2)改正内容について御説明を申し上げます。

第1条でございますが、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部

改正でございます。この農業集落排水処理施設の設置及び管理に関して定めております条例の第3条第2項の表の中から、今回の公共下水道への接続によりまして廃止となります今浄化センターを削除いたします。

続きまして、18ページから19ページにかけてごらんください。

第2条、可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正でございます。農業集落排水処理施設へ接続する場合、利用者の方に費用の一部を負担していただきますが、この条例は、その際の地方自治法に基づく分担金の徴収方法について定めている条例でございます。今回の改正条例の第1条と同様でございますが、第3条の表中をごらんいただきますと、農業集落排水事業の受益者となる者のうちから、今浄化センターの使用者に当たる今負担区を削っております。

続きまして、新しくつけ加える付則第2項でございます。この付則でございますが、今負担区はなくなりますが、その区域内におうちを建てられて、新しく公共下水道に接続することになった場合は、今までは利用してきている方との平等性を考慮いたしまして、改正後は、旧の今負担区として今までと同様の分担金を当分の間徴収するというものでございます。

続きまして、付則第3項でございますが、旧の今負担区から徴収することになる分担金につきましては、賦課、徴収、減免等の取り扱いも今までと同様とするものでございます。

続きまして、20ページにかけてでございますが、第3条、可児市下水道条例の一部改正でございます。ここでは、付則の第5項を新たに追加いたしまして、現在、既に今浄化センターを使用されている方が今までに行っていたいろいろな手続等につきまして、今回の公共下水道の接続に際しまして改めて行う必要がないことを規定しています。

続きまして、第4条でございます。可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部改正でございます。

下水道は、市の計画で処理する区域と、農業振興地域のように処理区域外とされているところがございます。処理区域外であっても、近くに下水道管が布設されている場合には、自費工事でもってしていただける場合には接続を許可することがございます。そして、これらの条例では、特に特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のことでございますが、区域外からの下水流入について、分担金等について規定しておるわけでございますが、今回、農業集落排水処理施設の今負担区がなくなることで、新たに木曾川右岸流域下水道関連公共下水道の区域外流入に関する規定が必要となりましたので、第3条表中より、農業集落排水処理施設今負担区を削除し、新たに公共下水道の規定を追加いたしました。これにより、旧農業集落排水処理施設今地区の区域外は公共下水道の区域外として取り扱うこととなります。

そこで、改正後の第1条になりますが、趣旨のところに木曾川右岸流域下水道関連公共下水道と追加しております。

続きまして、第3条の表中でございますが、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道を追加し、公共下水道となります今負担区に加え、特定環境保全公共下水道の広見東についても木曾川右岸流域下水道関連公共下水道へ接続されておりますので、区域外から接続するときの

分担金の額を1平方メートル当たり500円に整理いたします。

次に、第5条でございます。21ページにかけてごらんいただきます。

木曾川右岸流域下水道関連公共下水道の追加に伴い、分担金の減免に関する規定を追加するものでございます。分担金の減免に関しましては、公共下水道負担金条例と同じ取り扱いする規定を追加いたします。

それから21ページのほうになります。附則について説明させていただきます。

附則第1条は、施行期日になります。施行期日は、今地区農業集落排水処理施設の公共下水道への切りかえを、現在平成26年4月1日の予定で工事を進めておりますが、万一に備えて規則に施行日を委任させていただきたいと思っております。万一のトラブルに備えまして、3カ月を超えない範囲として定めさせていただきます。

続きまして、附則第2条でございます。この附則は、第2条の改正条例であります農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置について定めております。ここでは、農業集落排水処理施設今地区の中で、施行日において賦課中の分担金があった場合には、その取り扱いは今回の改正前の条例どおり継続するというものでございます。

最後に、附則第3条でございます。広見東処理区及び今処理区における区域外から接続する際の分担金の取り扱いについてでございます。

今回の改正条例の施行日前から、下水道への接続について事前に準備を進めている開発などがございます。区域外の接続されているところは、農業振興地域となる場所からの接続でございますので、非常に件数は限定されるわけでございますが、事前に接続の協議を行っているようなところもございますので、施行日から6カ月以内に下水道への手続があったものまでは従前の取り扱いとすると規定するものでございます。

適用は、下水道条例の第22条に規定しております下水道管の設置に関する申請の提出日としております。

以上が条例改正の内容となりますが、今回お願いしております条例につきまして、様式などを定めた施行規則がございますので、今回の改正により連動いたします改正を同時にさせていただき予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより、議案第25号についての質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、質疑を終了させていただきます。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第25号 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 市道路線の廃止についてと議案第31号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） それでは説明をさせていただきます。

お手元の資料で、議案書の26ページと、それからあと提出議案説明書の4ページ、あと位置図につきましては資料の7と8に位置図が配付してありますので、よろしく願いいたします。

まず、廃止につきましては3路線ございまして、今渡と土田の2路線です。そのうちの土田の2路線につきましては、また後の議案第31号のところで、また再度起終点を変えて認定をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず廃止のほうからお願いします。

市道5238号線につきましては、お手元の図面で見させていただくとわかりますけど、国道21号線のバイパスの中にも入ってしまっておりまして、重複しておりましたので、今回、本当なら国道21号線の用地を買収した時点で廃止すべきだったんですが、ちょっと手違いでずっとそのまま残っておりましたのが、今回わかりましたので、廃止させていただくものでございます。

続きまして、土田のほうの2路線でございますが、市道6052号線につきましては、それから市道6131号線につきましては、まず廃止をさせていただきまして、その後延長を伸ばして、また認定をさせていただいております。

お手元の図面を見させていただいてわかるように、廃止のほうで市道6131号ですが、まだ可児川駅のほうから来た道路に接続をしておりませんでしたので、これを伸ばして可児川駅のカーブのところまで認定を伸ばすということで、本来なら変更という手続のほうの方が正しいかも知れませんが、今までずっと廃止して認定してきたというやり方をしておりましたので、こういうちょっと面倒くさいやり方をしておりますが、本当に申しわけないですが、何が違うんやと言われると非常に困るんですが、とりあえず一遍廃止して、再度延長して認定したという形でさせていただいております。

あともう1路線が、カヤバの南工場の南側の市道6052号線でございますが、これも市道50号線でとまっていたものにつきましては、認定を再度可児川の堤防まで伸ばしたということでございますので、よろしく願いいたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） これより、議案第30号と議案第31号についての質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、質疑を終了させていただきます。
続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第30号 市道路線の廃止についてと議案第31号 市道路線の認定についての2議案について一括採決をいたします。

本2議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないものと認めます。本2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書を議題といたします。
本陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） 今回、日本青年団協議会から要望書をいただいております。

勤労青年も含め、青年の教育の場の充実や社会での活躍のための支援は重要であると感じます。今回の要望書を読ませていただきました。日本青年団協議会の活動を注視していきたいとは思いますが、今回は聞きおきとしたいと思っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ただいま副委員長のほうから聞きおきという御提案がございましたが、陳情第1号については、副委員長御提案のとおり聞きおきとすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第1号については、建設市民委員会聞きおきとさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りをいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成については、委員長、副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時10分

○委員長（澤野 伸君） それでは会議を再開いたします。

続きまして、報告事項1. 可児市いじめ防止基本方針の答申についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） それでは、本日の委員会資料ナンバー3をお願いいたします。

可児市いじめ防止基本方針に関する答申でございますが、本年1月17日のこの建設市民委員会におきまして、パブリックコメント案について概要を説明させていただきました。その後、パブリックコメントを経て、2月27日に可児市いじめ防止専門委員会から答申をいただきました。答申をいただいた案を市の基本方針として決定をいたすことにしまして、今月中にはその基本方針を印刷したものを議員の皆様にも配付させていただく予定ですが、本日はパブリックコメントの案から変更した箇所を説明させていただきたいと思っております。

まず基本方針の13ページに、財政上の措置及び人的体制の整備という項目がございましたが、その中で資料に下線が引いてありますように、ウとして、幼稚園・保育園指導者の研修への協力ということで、これについてはパブリックコメントの意見を踏まえて追加をいたしました。

次に、パブリックコメント案の16ページにあります基本方針の検証と見直しについてでございますが、変更の部分は、この上の3行の説明文のうち2行目の後半、この参考数値の公表に関することを追加いたしております。

あと、①と③については指標について、①については指標のデータの出どころを明確にするということで、これはQ-Uアンケートをやっておりますが、その学級満足度尺度結果のまとめということ。③についてはいじめの解消、以前は解決となっておりますが、文部科学省の統計を使うことから、その統計上の説明、解消という言葉に合わせるような修正をかけています。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方。

○委員（富田牧子君） 言葉ですけど、解決を解消にしたというふうになりますと、どのように変わったのでしょうか、概念として。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 概念としては、一緒であろうというふうに考えております。もともと使おうとしているデータが、文部科学省の児童・生徒の問題行動調査、それによっていじめの認知件数ですとか解消の度合いを調査しております。その統計を使っておりますことから、文言は同じにするという趣旨でございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、続きまして報告事項2。「可児市男女共同参画プラン2018」後期計画の答申についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

本日の委員会資料のナンバー4、A3のものでございますが、その資料を使って説明をさせていただきます。

男女共同参画プラン2018の中間見直しということで、後期計画の案について、昨年12月13日の建設市民委員会で概要を説明させていただいたところです。その後、パブリックコメン

トを経まして、ことしの2月18日に可児市男女共同参画推進審議会から答申を受けたものでございます。プランについては、印刷後、3月中に議員の皆様にも配付させていただく予定でありますが、変更した主な内容について、資料4を使って説明をさせていただきます。

プラン中、さまざまな文言の修正などがございましたが、大きな変更点としましては、ここにありますように目標指標と参考指標を変更させていただいたということです。

まず、目標指標の変更ですけれども、下線が引いてありますが、真ん中よりやや下、2の(1)のところにあります女性のみを対象に行う措置、ポジティブ・アクションに関して何らかの支援を行っている事業所の割合。1つ飛んで3の(1)のところで、ワーク・ライフ・バランスについて何らかの支援をしている事業所の割合。一番下の男女雇用機会均等法について内容を知っている事業所の割合ということで、パブリックコメントの意見の中で、やはり目標指標について再度検討してはどうかという意見を経まして、新たに行った事業所調査の結果なども参考に、こういった3つの指標を新たに設けております。

また、この表の中で、真ん中よりやや左のところに中間目標値という項目を設けております。パブリックコメント案では、左から目標指標があり、基準値、直近値、最終目標となっております。直近の値が実際に目標達成しているかどうかわかりづらいという指摘も受けておりましたので、中間目標値として幾つか設定しているものについてわかるように新たに追加をいたしました。

それから裏に行ってくださいまして、下の表の参考指標でございますが、これもパブリックコメントの意見などを経まして、まず市職員の育児休業の取得、それから介護休暇の取得ということで、この数値を参考指標として設けるようにいたします。

一番下につきましては、要援護者の件数ということでございますが、パブリックコメントの段階では、災害時要援護者数ですとか、地域支援者数ということで、別のものを設けておりましたが、災害時要支援者の制度、仕組みを変更されるということで、もともと持っておった地域で見守りが必要な人の数ということに、一番近い地域の民生委員さんが見守りをされている要援護者件数というものに変更をすることになりました。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

続きまして、報告事項3. 上下水道事業経営審議会の答申についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（可児芳男君） それでは、お手元のほうにお配りしてございます資料ナンバー5の可児市上下水道事業経営審議会についてをお願いしたいと思います。

可児市上下水道事業経営審議会につきましては、県営水道料金値下げの議決がありました平成25年12月19日に第1回目を開催いたしまして、答申案を決定いたしました1月30日まで

の間に、審議会を3回と施設説明会を1回、あわせまして4回行いました。諮問答申書を初め、3回行いました際の会議資料につきましては、議員の皆様方にお配りし、お渡しをさせていただきましてとおりでございます。

市長からの諮問事項は、可児市水道事業の適正な料金についてということで、委員の皆様方からはいろいろな質疑や提案等をいただきました。

議事録につきましては、ホームページのほうで御紹介させていただいておりますけれども、主な意見や質疑といたしましては、消費税率の改定に伴う水のいわゆる消費量の影響についてとか、給水量と有収水量、つまりは料金の対象となった水量についての差があることについて、これに対する改善とか、あるいはみなし償却制度を廃止する理由。それから、経営上の問題として、原価の8割が受水費と減価償却費で占められているという、その残りの2割に相当する間接経費の圧縮をどのようにやっていくかというような御質問等もいただきましたが、そのほかには提案、要望といたしまして、岐阜県や愛知県ぐらゐの事業者間の経営比較の資料の要望。それから、可児市の水道料金が高いことへの市民への周知に関すること、さらには木曾川水系の水を使用している水道事業者間の協議の提案とか、県との受水費の交渉の継続など、さまざまいただきました。

結論といたしましては、現行の水道料金、税抜きでございますけれども、維持することが適当であるということで答申案のほうをまとめていただきまして、2月23日に市長に答申があり、直ちに議員の皆様方に答申内容について送達させていただいたとおりでございます。

以上、ちょっと簡単でございますが、当審議会についての経過ということで御報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

続きまして、報告事項4. 総合型地域スポーツ・文化クラブ（UNIC）の現状を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） よろしく申し上げます。

建設市民委員会資料ナンバー6をごらんください。

総合型地域スポーツ・文化クラブ（UNIC）の現状につきまして、平成17年からかたびらUNICを始めまして、現在、4つの公民館でそれぞれのUNICの活動を続けてまいりました。その中で、文化講座との住み分けとか、公民館の中に任意の団体の事務局があるというような意見、御指摘もあり、また春里地域とか兼山地域につきましては白地地帯というような問題もあった中、来年からこの4つのUNICを1つに統合いたしまして、新たに可児UNICスポーツクラブとして活動することになりました。これにつきましては、事務所も今までの公民館の中から、坂戸にあります可児市運動公園グラウンド管理棟、今まで国体の推進室があった事務局でございますが、そちらのほうに事務所を移しまして、各UNIC

のマネジャーが1カ所に集まりまして、それぞれ情報を共有しながら連携をとって行うということになっております。

また、3月から新たに平成26年度のUNICの募集が始まっておりまして、今まで公民館のほうで受け付けをできたものが、そこに事務局のマネジャーがいなくなりますので、その件につきましては、4月以降につきましては、頻繁に公民館のほう回らせていただいて受け付けのほうをやっていくということで、参加者には御不便を極力かけないような形でやっていくということにしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（富田牧子君） お尋ねしますが、今は4つが合体したということで、それぞれにやっておられたマネジャーがおられると思うのですが、合体したからといってそれを減らすとか、そういうことは考えておられませんよね。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今、4つを1つにしたということで、じゃあ人員削減ということにつながるかということですが、まだ過渡期でございまして、なかなか今1つにしたということで、うまく進むかわからないということで、今のところは4人の体制で行っていただくと考えております。

○委員（富田牧子君） それから、今まで帷子ではUNICのフェスティバルなんかを結構盛大にやっておりましたが、これが事務局が1つになったということで、ことは開催されると思うんですけど、今後の見通しとしてもずうっと開催されるというふうに思っているんですよね。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 基本的に、まず今1つにしたからといって全てを1つということではなくて、まず支部制という形で活動を続けていきます。その中で、今までやってきた4つの地域の特質もありますので、地域性を生かした形で、事業内容については、基本的にはUNICのほうで今後どうされるかということは考えていかれることとなりますので、今、富田委員が申されましたかたびらUNICの活動につきまして、今後どうされるかということは、今後UNICの中で具体的に案を出されるというふうになってくるかと思っております。

○委員（富田牧子君） もう1つお聞きしたいんですけど、1つになるメリットとして、ほかのところにも行けるというような話もあったというふうに思うんですが、それらについては皆さんにきちっと、この募集が始まっているわけですけど、周知されますでしょうか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） ただいまの御質問ですけれども、これにつきましては今申されたとおり、今まではクラブをまたいだ加入につきましてはそれぞれで入会金が必要になりましたけれども、今回は1つになるということで、例えば帷子の方が桜ヶ丘でやっているような講座についても、参加ができるという形になっていきます。

あと周知につきましては、これはもう新しい募集要項が出ておりまして、その中でもそういう形で案内をさせていただいておりますので、よろしいかと思っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

[挙手する者なし]

続きまして、報告事項5. 空き家・空き地バンクの登録・成約状況等についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（杉山 修君） お手元の空き家・空き地バンクの登録・成約状況をごらんいただきたいと思います。

上から空き家、その次が空き地になっております。平成25年度、4月1日からこのバンクを市のホームページ上に立ち上げたわけですが、平成24年度末から平成25年の半ばぐらいまでにかけて、実際の空き家や空き地の所有者の方々に、こういう制度ができますので登録していただけないかという働きかけをして、こういう形で御登録をいただいているという状況です。

空き家のほうは、実は登録6件あったうちの2件が成約をしております。鳩吹台でどちらも貸し家なんですけど、2家族入っていただいております。今のところ残り空き家は4件登録がございます。ただ、ちょっと希望価格のところをごらんいただきますと、若干時価より高目になっているかなあというふうに思いますが、これは所有者の希望価格で載せておりますので、そんな形で来ております。

それと空き地のほうなんですけど、こちらのほうが多くて、現在全部で50件のうちで49件残っていて、1件成約しております。

裏側に行ってくださいまして、ずうっとグラフがある一番下のところに成約済み、桜ヶ丘で売れたということで、結構いい値段で売れてございまして、南東向きの角地でいいところなんですけど、この価格でつい最近これは成約をいたしました。この方は30歳ぐらいの方で、名古屋市の方なんですけど、これは定住促進が制度の目的ですので、定住するという旨の誓約書もいただいております。ですので、ほどなく住宅を建築して住んでいただけるという見込みでございます。

あともう1つが、利活用希望登録者というのが5名いらっしゃるわけなんですけど、これは借りたい、買いたいという方、そういうふうな方の登録もいただいております。ちょっとこちらのほうが少ないので、今、例えば工業団地組合の所属企業の方々にチラシを配って、こういう制度がありますので御紹介しますよということもお出ししております。

今、議員さん方にもこういうお話をさせていただく中で、間もなく空き家、あるいは空き地になるという見込みのものも御登録いただけますので、お近くの方でそういう方がいらっしゃいましたら、ぜひ制度の周知をお願いしたいと思いますし、また逆に利活用を希望される方がもし見えたら、ぜひ御紹介をいただければというふうに思っております。

それともう1つ、これの関連で御報告をしたいことがございまして、実は平成26年度、この4月1日からの予定で、バンクに登録した空き家に限りですけれども、取り壊しをする場合に、リフォーム助成と同じ10万円上限で、10分の1の助成をしていきたいというふうに考え

ております。当然バンク登録ということが条件になりますので、市内の開発から30年以上経過した1ヘクタール以上の住宅団地の空き家が対象になってまいりますけれども、ごらんいただいたように、今とりあえず4件のみ登録がございまして、どちらかというとなかなか売れない、ちょっと設定価格が高過ぎるのでということもございまして、中には、今はそんなのではないですけど、これからは結構傷んでいて、もう取り壊して更地にしちゃったほうが売れますよというような住宅が想定されますので、その辺は担当していただく不動産事業者の方にアドバイスをいただいて、そうして取り壊す場合は、そういった老朽空き家の危険を除去するということができますので、取り壊しについて助成をしていきたいというふうに考えております。

ちなみに午前中もお話がありましたけど、これ予算措置をリフォーム助成の中でお願いしておりますので、市外の方が対象になる場合もございまして、K-moneyで支給をしたいというふうに考えております。

以上でございまして、よろしく願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（川合敏己君） 成約があったことは、本当によかったなと思います。

1つお伺いしたいんですけども、昭和56年より前にできた住宅が貸しということになっているんですが、耐震補強等についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○都市計画課長（杉山 修君） 耐震補強につきましては、今、耐震診断とか無料でやっていますし、あと耐震補強については上限百何十万円の補助がございまして、そちらでやっていただくということで考えております。

あくまで今回につきましては、そういうことをやっていただいて、また例えば空き家バンクに登録していただくということも大丈夫ですし、今回の場合は、ちょっとそこまで耐震化するよりも壊しちゃった方が、更地のほうが売れますよという場合は、この取り壊し助成の対象にしましょうという考え方でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑ありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、終了させていただきます。

ありがとうございました。長時間にわたりまして執行部の皆さんにお残りいただきましてありがとうございます。

続きましては協議事項に入りますので、関係する部課長のみ残っていただきまして、それ以外の方は御退席していただいて結構でございます。本当にありがとうございました。

それでは、ちょっと暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後3時33分

○委員長（澤野 伸君） それでは会議を再開いたします。

続きまして、協議事項1. 可児市空き家等の適正管理に関する条例（案）についてを議題といたします。

これより条例案につきまして、正・副委員長案といたしまして、副委員長より御提案申し上げます。条例案の説明の後、質疑とさせていただきます。

それでは、副委員長より提案内容説明をお願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） それでは、可児市空き家等の適正管理に関する条例（案）を説明させていただきます。

始めに目的です。第1条となります。可児市において老朽空き家がふえつつあり、倒壊、屋根、外壁の剥落、火災発生のおそれ、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、景観を損なうおそれ等が懸念されています。現行法令では、今後増加が予測される老朽空き家の対策を講ずるには十分と言えないため、この条例により、個人の財産が不特定多数に及ぼす危険を除去するための基準や法的根拠を定めることで、市による実効性のある空き家対応を図りたいと思います。老朽空き家問題は、防災、防犯、生活環境、景観等多岐にわたるため、この条例の目的は市民の生命、身体及び財産の保護、そして生活環境の保全ということにいたします。

次に第2条、定義です。1つ目の空き家等の定義は、可児市内に所在する建物その他の工作物であり、その中には倒壊したものや簡易な工作物についても対象とします。「居住その他の使用がなされていないことが常態である」については、一概に適否を判断するのは難しく、個々の物件の使用状況を見て判断をするとします。この条例の目的達成のために、空き家の敷地も空き家等に含まれることとします。

次に、管理不全な状態については、老朽空き家の倒壊事故のみならず、火災、衛生の悪化等多岐にわたるため、管理不全な状態には、防災だけでなく防犯や生活環境、景観等の保全も含まれることとします。

次に、所有者等については、所有者、管理者、または占有者に加え、民法上の相続人、相続放棄人や賃借人等を想定しています。

次に、第3条、民事による解決との関係として、この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の所有者と、害をこうむるおそれのある者との民事による解決を妨げないことを規定するとしております。

次に、第4条、所有者等の責務。所有者または管理者に対し、適正管理義務を課しています。

次、第5条、情報提供。情報提供者は特に制限せず、「何人も」とします。

第6条、実態調査。空き家等は、登記簿による情報だけでは所有者の現住所、相続人等を特定することが困難な場合が多いため、税情報等市の保有する情報の調査を行うことができることとします。調査は、別途定める実態調査表により、危険度や老朽度の判定を行います。

次に第7条、立入調査。条例の施行に必要な限度において、立入調査ができることとしま

す。

第8条、第9条、助言または指導、勧告。助言、指導、勧告は、いずれも可児市行政手続条例上の行政指導に当たります。行政指導とは、市の機関が一定の行政目的を実現するため、ここでは管理不全な状態の是正を特定なものに作為を求める指導、勧告、助言、その他の行為に当たり、処分に相当しないものをいいます。そのため、相手方が行政指導に従わなかったことを理由に、不利益な取り扱いはできないとされています。

次に、第10条、命令。命令は、行政代執行を行うための前提となるもので、所有者等への影響も大きいことから、可児市空き家等審議会への付議事項としています。

次に、第11条、公表。勧告に従わない場合に命令、命令に従わない場合に公表できるとします。勧告は行政指導であるが、命令は審議会を経た処分であり、それでも必要な措置を行わない場合は公表します。また、公表に際し、所有者等への意見陳述の機会を付与することとします。

第12条、代執行。代執行は、行政代執行法第2条の規定にあります、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときとなっておりまして、それによって行うものであり、本条例に基づいて行うものではありません。本条に法的根拠としての意味はないが、自治体の意思表示として規定をいたします。代執行の費用は、義務者から強制徴収できる。命令の適否について、既に審議会に付議していますので、代執行の適否については改めて付議しません。

次に、第13条、緊急安全措置。実態調査、助言または指導等の手続を実施する暇がないほど空き家等の危険な状態が切迫している場合は、緊急措置として、所有者等の同意を前提に、市が当該空き家等の危険な状態の是正を行う。ここで言う所有者等の同意とは、危険な状態の是正と、費用負担をすることへの同意を意味します。

次、第14条、空き家等審議会。市長の諮問に応じ、管理不全な状態にある空き家等に対する措置に関し、必要な事項を審議するため審議会を設置します。委員の数及び任期は、可児市建築審議会に合わせて5人、任期2年とします。

第15条、関係機関等との連携。必要があると認めるときとは、個人の生命、身体、健康または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときであります。守秘義務のある機関である警察等のみ情報を提供し、協力を要請することができる。

第16条、支援。空き家等の所有者に対し、必要な支援をすることができると規定しています。

第17条が委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

当委員会で、この空き家問題についてはいろいろと皆さんと協議をさせていただき、空き家等の適正管理に関する条例の制定に向けた取り組みの中で、条例の必要性というものを持ち上がってまいりました。ここへ参りまして、正・副委員長案でありますけれども、まずは

っての御提案とさせていただいて、各委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただきながら、成案に向けた取り組みとさせていただきたいと思います。

それでは、ただいま可児市空き家等の適正管理に関する条例案を説明させていただきました。まずは、それに対する質疑を受けたいと思います。

○委員（富田牧子君） 大変御苦労さまでした。私、古い案と新しい案と比べさせていただいて、変わったところにやっぱり気持ちが込められているというか、一生懸命やられたところがあるというふうに思いましたので、御苦労だったなと思うんですけど、この第3条のところですけど、前の案にはなかった民事による解決との関係というところを入れられた背景というか、そこら辺はどのようなことですか。

○委員長（澤野 伸君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

あくまでも民民の扱いでありまして、所有者はその所有物の管理をするのが当然の責務でありまして、そうした根本的なところでの民民の争いに関しては、当然そちらでやっていただく。所有者たるものが、やはり所有物の管理は当然すべき問題でありますので、当然民事で扱うものはそちらでやっていただくのが本意ですよということをあえて示すということであります。条例によりまして、市民の方に責務を負わせる部分もありますけれども、当然これは所有者が責任を持ってやるのが大前提ですよということをまずもってうたうことが必要ではないかというところで、第3条に持ってきた次第であります。

○委員（富田牧子君） ほかに入ったところもあるんですけど、ちょっとお伺いしたいのは第16条の支援ですね。これは、必要な支援をすることができるというふうに書いてありますが、具体的にはどのようなことを内容として思っておられるのか。

○委員長（澤野 伸君） 第16条の支援ですけども、委員会の中で、前いろんな協議の中で出てきておった助成等のいろんな考え方もあろうかと思うんですが、税で助成をかけていくことを明確にうたうのもどうかという部分の御意見やら、やはりそういうものに対してどうかという疑問点もありまして、今回支援という形で書かせていただきましたが、その管理不全な状態にならないために、いわゆる市民に対して強制ばかりするのではなくて、行政側としても何らか手を差し伸べることを考えていますよということでの支援で、具体的にどうこうということはまだ言えませんが、ただいま協議事項の中で、都市計画課長からいわゆる取り壊しの部分、これはバンクに登録したもので売れ残ってしまって何ともならないようなものに対しては、更地にした方が売れるよという促進もかけていくというような御提案がありましたけれども、いわゆるそういうこともリンクさせながら新しい人に入っていただく、定住者をふやしていくという流れの中で一緒になってやっていけたらなと思うんですが、特段この支援に関しては、具体的な目指す部分はまだちょっと明確にはしておりません。

ただ、行政も手を差し伸べる部分の意思はあるよというところは少し示したほうがいいんじゃないかなと思っての支援という書き方です。当然、執行部、予算措置も含まれることであるならば、議会側としても提案しながら、その回答を待ちたいなと思っておりますが。

副委員長、この点につきまして何か。

- 副委員長（野呂和久君） 特にありません。
- 委員長（澤野 伸君） 忌憚のない御意見をいただいて、ここからまた進めていきたいと思
いますので、まずもって中身の説明をさせていただきますが。
- 副委員長（野呂和久君） 先ほどの民事による解決の関係ということで、今回こうした空き
家等の条例が施行されて、条例があるから、民事関係のことをすぐ飛び越えて可児市のほう
にすぐ泣きつくということではありませんよというような意味合いも入っていますので、ま
ずは民民のことはそれぞれで解決をまずは優先ですよというような意味合いが含まれていま
す。
- 委員長（澤野 伸君） 川合委員、何かどうですかね。まずスタートの段階ですけど。
- 委員（川合敏己君） じゃあまず素朴に、第14条の空き家等審議会なんですけれども、これ
は可児市建築審議会が兼ねているような形になるんでしょうかね。イメージとしてちょっと
教えてください。
- 委員長（澤野 伸君） そのとおりです。新たに予算措置をして組むとなると、また予算権
の侵害に当たりますので、既存のものを利用したいという思いであります。
- 委員（川合敏己君） そうなんですけど、結構なメンバーだったような気がするんです。結
構専門家がいらっしやったような気がします。たしか地域からも1人ぐらい出ていたような
気がするんですけれども、そこら辺のギャラというか、そういうところも変わらずなんです
かね、ちょっと素朴に。
- 委員長（澤野 伸君） 審議会1回につき幾らの、ちょっと私の手元にはないんですが、具体
的に少し教えていただけないでしょうか、都市計画課長。
- 都市計画課長（杉山 修君） 今現在の建築審議会の委員の1日当たりの報酬は、1回当た
り5,000円になっておりますので、それは可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に
関する条例を受けた規則で定まっているんですけど、多分ですけど、今のところ同じ額でと
いう、大体そんなような方々はそんな額になっておりますので、そういう想定をさせていた
だいております。
- 委員（川合敏己君） それであれば、要するに多分大丈夫だろうということですね。やって
いただけるんだろうなということでしょうね。書いたはいいいけど、やっていただけないじゃ
まずいなと思ひまして、そこら辺が一番心配。
- 都市計画課長（杉山 修君） あくまで形としては別の審議会をつくって、人は兼ねていた
だくということですので、予算措置は、一応はそんなに大きな額ではないですけど必要にな
るのかなというふうには思っておりますが、それについてはこの条例を、先ほどスケジュー
ルを見せていただきましたけど、7月か8月に確定していただけるんでありましたら、それ
から平成27年度予算にきちんと計上していくという形がとれますので、それができるかなと
いうふうに。
- 委員（川合敏己君） 御本人たちは大丈夫かなという、それが心配事です。大丈夫なんでし
ょうか。

○都市計画課長（杉山 修君） 実は、今現在この建築審議会は、ちょっとこの間も御説明したかもしれませんが、例えば地区計画の区域、あるいは広見東の特定用途の地区の中で、建築制限にかかっている建物を公益譲渡か何かで建てたいというような場合に、それを建ててもいいかどうかの判断をしていただくというところなので、実はこのところずっと開催していないんです。なので、どちらかというところの方々に集まっていただく機会を持っていただくということも、市としても兼ねていただくことで、こういう建築関係の方にきちんとお集まりいただくということもできますので、今ずっと開催していないということを見ると、多分ですけど、拒否をなさることはないのかなというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

ほかに、質問等々ありますでしょうか。

○委員（富田牧子君） 古い話で申しわけないんですけど、平成24年12月のときに、一遍酒井議員原案による、その原案だと思うんですけど、ここの中に予防措置という項目があって、それは市民の責務といえましょうかもしれないんですけど、市長は所有者等に適正な管理が遂行されることを求めていくものとするというような文言が入っていたんですね。でも、余りそういうのを書いているところは、所沢もなかったし、貝塚も市の責務という感じで書いてありましたけど、こういうことについてはいかがお考えですか、この条項。

○委員長（澤野 伸君） おっしゃるとおり私も、昨年来の委員会からの話し合いの中で、一つの案として出てまいったところも参考にはいたしましたけど、ちょっとそぐわないかなとは思って書きませんでした。

○委員（富田牧子君） そぐわないということはわかるんですけど、前提でこれをやって、後で市長は、やっぱりこういうことをやっていない人にはこうだよというふうにということを考えると、なくてもいいかもわからないけど、あってもいいかもしれないという、そんな感じがしたので、ちょっと私は言いました。

○委員長（澤野 伸君） 今御提案のありました部分についても、ちょっと今後、逐条を一条ずつチェックしながら、足らずまいについては加筆していくと、新たに条項を設けるのか、既存の第何条に付記させるとか、あとテクニク的なところになるかと思しますので、今みたいな富田委員のような御指摘を、今後作業段階に入りますので、一つまたきょう持ち帰っていただいて、そういった部分の御提案をお願いしたいなと思います。

私もこれ出していて、いわゆる個人情報の部分の取り扱い等々も少し考えなきゃいけないのではないかなという部分もありますし、それをこの条例に付記するのがベターなのかとか、いろいろまだ御指摘いただくところはたくさんあるかと思しますので、今後のスケジュールについて御提案を申し上げたいと思います。

お手元の資料の中で、上程までのスケジュールとあります。2月には、当委員会での条例の施行に向けた取り組みを市長に説明をいたしました。今委員会で正式に協議ということで進めさせていただいております。この中で、3月中に成案をまとめまして、平成26年4月に法務担当のほうに中身の確認をとりまして、5月の議会運営委員会にかけまして、5月15日

の「広報かに」にパブリックコメントの記事掲載、それから議会報告会での意見聴取を5月中にかけたいなと思っております。ですので、5月15日の「広報かに」でいわゆるパブリックコメントの案内と、条例の中身について提示して、その5月15日以降に議会報告会で説明をしたいと思っております。ただ、この議会報告会の実施会議がまだ開かれておりませんので、あくまでも私のほうからのお願いということで、座長は川合委員ですので、お願いをかけております。

あと広報に関しましては、「広報かに」のほうでして、議会だよりにはちょっと間に合わないということですので、本来では議会広報特別委員会にお願いをして出すのが本意でありますけれども、スケジュール的にちょっと間に合いませんので、ただこの辺の取り扱いについては、また議会広報特別委員長もちょうどいらっしゃるので、何らから頭出しをするのも必要ではないかなという思いもあるんですが、ただ何も決まっていない段階でのところもありますので、ちょっとその辺はまた御相談の上というふうにしたいと思っております。正式には、5月15日に「広報かに」でパブリックコメントの掲載という運びにしたいなというふうに思っております。

それから、6月に委員会にかけて最終決定をしまして、7月の臨時会、農業委員の件で臨時会が開催されますので、それに合わせて上程する。もしくは、8月の人事等々もありますので、その臨時会のときに上程をかけるかというところでもあります。6月中に上程をかけてというところだと非常にタイトになりまして、ここら辺についてはちょっと流動的な部分もあろうかと思いますが、当面、今月中には成案を目指したいというふうに思っております。それをもってパブリックコメントにかけて、再度最終的な案を6月につくるということになるかと思っております。ですので、パブリックコメントの前に今度議会運営委員会にお願いをして、一度議会全員協議会で委員会の案として、まず第1弾として議員の皆さんに提案をして、市民の皆さんのパブリックコメントを受けて、その後、パブリックコメントの意見等も踏まえながら最終案として委員会でもむと、そして正式に上程という運びかと思っております。この辺の流れについてはよろしかったですかね。

○委員（富田牧子君） 5月15日号の「広報かに」という件ですけど、それは可能なのか。前に消防団のことで、ちょっとおわび記事を載せたいけど「広報かに」に載せてもらえないかということをお話したことがありまして、それは無理だということで、だからもしやるなら挟み込みの議会だよりという別建てで、挟み込みでやってもらうとか、そういうふうじゃないと、「広報かに」にそのままその紙面の中で議会のことを載せてもらうということはおちょっとだめかなと思うんですけど。

○委員長（澤野 伸君） できればその方が目立つのでいい、逆に。どうなんですかね。

〔発言する者あり〕

こちらからの提案なので、こちら側が主体です。受け皿もこちらです。

この辺ちょっと持ち帰らせてください。タイムスケジュール的にはこうだということで、今、御指摘のありました1枚紙に、別紙で挟み込みなのか、本チャンで書き込みができるの

かというのは、ちょっと技術的なところをもう一度確認をとらせていただきます。

時間的なスケジュールについては、大体おおむね御理解いただけますでしょうか。ちょっと駆け足になりますが、何としてでもというところもありますので。

○委員（川合敏己君） もしこのスケジュールどおりでいけるということであれば、委員長のほうからもさっき申し出をしましたということで報告あったんですけど、議会報告会の中で、予算の部分はもちろん当然報告はすることにはなるとは思うんですけども、もう一つの案件として、空き家条例のこの部分を、このメンバーが中心になって報告会を開くと。多分そのころには私たちも相当知識は持っておりますでしょうし、という形で臨めるとは思うんですけども、どうですか。まだ議会報告会実施会議を行っていないものですから、そこで合意が得られなければもちろんこの話はないんですけども、もしそこで合意が得られた場合は、そういう形でもよろしいでしょうか。

〔了の意思表示あり〕

一応、合意はほぼとれたということで、またあと議会報告会実施会議のほうでちょっと提案してみますので、よろしくをお願いします。

○委員長（澤野 伸君） 座長、よろしくをお願いします。委員会全会一致ということで、3カ所になるかと思いますが、今、座長のほうからありましたけど、当委員会メンバーが責任を持ってその分は説明に回ると。

○委員（富田牧子君） 関心の多いところじゃないかな。

○委員（川合敏己君） そうですね。場所も変えましょうか。

○委員長（澤野 伸君） 今、座長からも話がありましたけれども、その辺すごく配慮していただいて、もう話してもいいのかな、まだ案として、じゃあ思いだけちょっと。

○委員（川合敏己君） 基本的にはやっぱり帷子と、それからゆとりピアあたり、羽生ヶ丘とか、広眺ヶ丘とかありますので、あとは桜ヶ丘あたりを、この3カ所でいこうかなとは思っているんですが、桜ヶ丘は比較的そういう物件がないというような話も聞きますもんですから、その空き家が。そういった意味では、それであれば中心、福祉センターあたりでやってもいいかなと。ゆとりピア、福祉センター、帷子というような形で、ちょっとそういうふう

に今考えてはおります。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

一応、日程的な部分についてはよろしかったでしょうかね。

○市民部長（片桐厚司君） 最後に気がついたところ、スケジュールのところ、例えばですけども、5月15日にパブリックコメント用で広報、議会だより、どちらにしても配付された場合に、一般家庭に届くの最低でも1週間、10日かかりますので、そうすると、パブリックコメントの日をちをとると6月へ入ってしまうと思うんですね。ですから、このところは日程的に厳しいでしょうけど、もう少し余裕を持たないと、見直さないとちょっと厳しいかなと思いますので、スケジュールのところはちょっと見直しされたほうがいいのかと思います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

改めまして、市民部長、建設部長、せっかくお越しいただいておりますので、何かトータルでお気づきの点ありまして、あと何か御指導いただけるようなところありましたら、順次、市民部長から。

○市民部長（片桐厚司君） 今お話ししましたように、スケジュール的な問題がやっぱり相当厳しいなど、市があともう少し余裕をとらないとなかなか上程できないので、スケジュールをしっかり詰めて対応いただけるとありがたいと思います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 建設部長、お願いします。

○建設部長（西山博文君） 市民部長のとおりでございます。特にまたこの内容につきまして、また見させていただきたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） よろしくお願いします。

都市計画課長、何か。

○都市計画課長（杉山 修君） 特に。

○環境課長（高野志郎君） おくれて済みません。

条例が大体でき上がってきつつあるんで、これにあわせて執行部側も対応を考えていく必要がある。それについてもまたいろんな意見をさせていただきたいと思っていますので、同時並行でやらせていただいたほうがいいのかなと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

あと、特段御発言は、皆様よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。

それでは発言もないようですので、これで建設市民委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後5時18分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月13日

可児市建設市民委員会委員長